別表第16の2の1⑵中「エチレンジアミン2.5gを精製水に溶かして50mlとしたもの」を「別表第13の1⑵の例による。」に改める。

別表第16の2の1中⑿を⒃とし、⑾を⒂とし、同⑽中「別表第19の1⑹」を「別表第19の1⑽」に改め、同⑼を同⒀とし、同⑻を同⒁とし、同⑺中「別表第19の1⑸」を「別表第19の1⑼」に改め、同⑼を同⒀とし、同⑻を同⒁とし、同⑺中「別表第19の1⑶」を「別表第19の1⑹」に改め、同⑦を同⑾とし、同⑥の次に次のように加える。

⑺　塩酸
⑻　ヨウ化カリウム
⑼　炭酸ナトリウム（無水）
⑽　イソアミルアルコール
　測定対象成分を含まないもの

別表第16の2の3中「エチレンジアミン溶液」の下に「（50mg／ml）」を加える。

別表第17の1中⑩を⑬とし、⑸から⑨までを⑹から⑩までとし、⑷を⑹とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　無水硫酸ナトリウム
　測定対象成分を含まないもの

別表第17の1中③を⑤とし、⑵を④とし、⑴を③とし、③の前に次のように加える。

⑴　精製水
　測定対象成分を含まないもの
⑵　アスコルビン酸ナトリウム

別表第17の2の1⑹中「別表第17の1⑽」を「別表第17の1⒀」に改め、同⑹を同⑺とし、同⑸中「別表第17の1⑼」を「別表第17の1⑿」に改め、同⑸を同⑹とし、同⑷を同⑸とし、同⑶中「別表第17の1⑸」を「別表第17の1⑻」に改め、同⑶を同⑷とし、同⑵中「別表第17の1⑷」を「別表第17の1⑹」に改め、同⑵を同⑶とし、同①の次に次のように加える。

⑵　アスコルビン酸ナトリウム

別表第17の2の4⑵の表1中「2⑶エ①」を「2⑷エ①」に、「2⑶エ②」を「2⑷エ②」に改める。

別表第19の1中⑮を㉒とし、⑭を㉑とし、⑬を⑲とし、⑲の次に次のように加える。

⑳　メチルアルコール
　測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中⑫を⑱とし、⑪を⑯とし、⑯の次に次のように加える。

⑰　ヘキサン
　測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中⑩を⑮とし、⑨を⑬とし、⑬の次に次のように加える。

⑭　無水硫酸ナトリウム
　測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中⑷から⑻までを⑸から⑿までとし、⑶を⑹とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　ヨウ化カリウム

別表第19の1中②を③とし、③の次に次のように加える。

⑷　炭酸ナトリウム（無水）
⑸　イソアミルアルコール
　測定対象成分を含まないもの

別表第19の1⑴の次に次のように加える。

⑵　アセトン
　測定対象成分を含まないもの

別表第20の1中⑦を⑨とし、同⑥中「別表第４の１⑶」を「別表第４の１⑸」に改め、同⑥を同⑧とし、同⑤中「別表第４の１⑶」を「別表第４の１⑸」に改め、同⑤を同⑦とし、同④中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に改め、同④を同⑥とし、同③の次に次のように加える。

⑷　硝酸（１＋１）
⑸　硝酸（１＋160）

別表第20の2⑵ア中「ポリマー系充填材」を「ポリマー系充填剤」に改める。

別表第21の1中④を⑤とし、③を④とし、同②中「別表第12の1⒀」を「別表第12の1⒃」に改め、同②を同③とし、同①を同②とし、同②の前に次のように加える。

⑴　精製水
　測定対象成分を含まないもの

別表第22の1中⑥を⑨とし、⑤を⑧とし、④を⑤とし、⑤の次に次のように加える。

⑹　塩酸ヒドロキシルアミン
⑺　エチルアルコール（95ｖ／ｖ％）
　測定対象成分を含まないもの

別表第22の1中③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

⑴　精製水
　測定対象成分を含まないもの

別表第22の3中「10ｗ／Ｖ％」を「10ｗ／ｖ％」に改める。

別表第23中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1　試薬
精製水

別表第24の1中⑤を⑦とし、④を⑥とし、③を④とし、④の次に次のように加える。

⑸　窒素ガス
　測定対象成分を含まないもの

別表第24の1中②を③とし、①の次に次のように加える。

⑵　メチルアルコール
　測定対象成分を含まないもの

別表第24の1⑴を次のように改める。

⑴　精製水
　測定対象成分を含まないもの

別表第25の1⑵を次のように改める。

⑵　アスコルビン酸ナトリウム

別表第25の2⑶ヰ中「例による。」を「例による。」に改める。

別表第26の1中⑦を⑧とし、③から⑥までを④から⑦までとし、同②中「別表第25の1⑵の例による。」を「測定対象成分を含まないもの」に改め、同②を同③とし、同①の次に次のように加える。

⑵　アスコルビン酸ナトリウム

別表第26の2⑴ア中「別表第15の2⑼ア」を「別表第15の2⑾ア」に改める。

別表第27の1中⑦を⑨とし、④から⑥までを⑥から⑧までとし、③を④とし、④の次に次のように加える。

⑸　窒素ガス
　測定対象成分を含まないもの

別表第27の1中②を③とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　アスコルビン酸ナトリウム